

## 事務委託の手続き その3 委託換委託

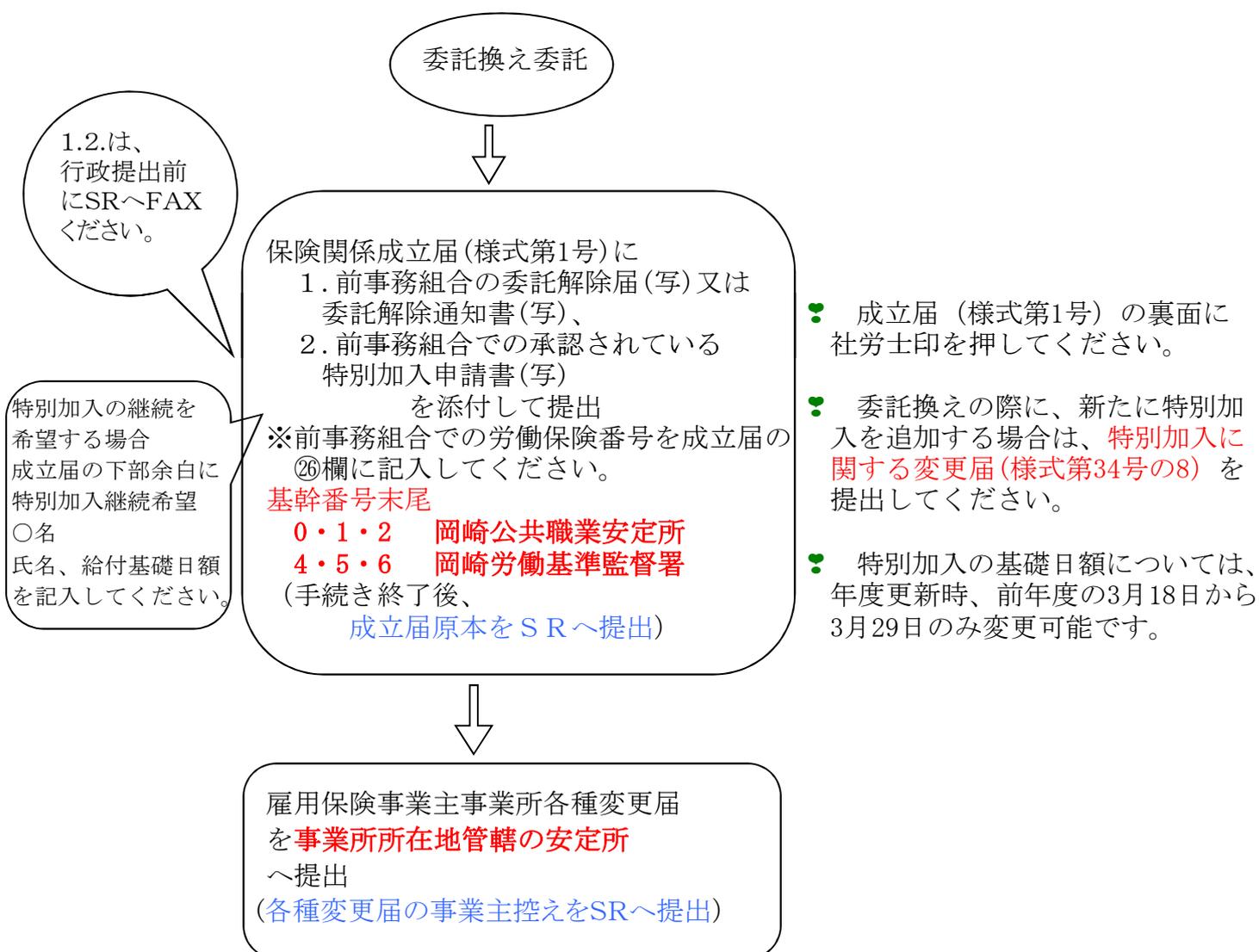
委託事業場が発生した場合は、SRまで事前に電話・FAXでご連絡ください。

～手続きに必要な書類～

- 入会届
- 労働保険事務等委託書（組様式第1号）
- 保険関係成立届（様式第1号）
- 賃金等の報告
- 雇用保険適用事業所各種変更届
- 前事務組合の委託解除届（写）又は委託解除通知書（写）
- 前事務組合で承認されている特別加入申請書（写）

※ 労働保険番号については、各欄が完全記入され、事業主の押印がある保険関係成立届（様式第1号）を持参（FAXも可）すれば番号を付与します。

※ 前事務組合が委託解除届を提出する際に新事務組合の労働保険番号が必要になります。



※ 委託希望事業場がありましたら、すみやかに手続きを行い、委託年月日から10日以内に行行政への手続きを終了してください。

10日以上経過しているときには、その間に労災事故がなかったという「申立書」の添付が必要です。

※ 行政への手続き前に労災事故が発生した場合は、特別加入のみ委託ができますが、それ以外につきましては個別にて加入していただきます。